

「令和2年度(2020年度)食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告書」の概要

〔令和3年(2021年)6月〕
〔北海道農政部〕

北海道食の安全・安心条例第8条の規定に基づき、令和2年度(2020年度)に食の安全・安心に関して講じた施策等について報告するものです。

(第4次北海道食の安全・安心基本計画(計画期間：令和元年度から令和5年度までの5年間))

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

1 情報の提供

- 食品表示や衛生管理など消費者の関心の高い情報をはじめ、道や国などの関係機関が提供している施策や取組に関する情報をホームページなどを通じ、消費者や事業者を提供するとともに、食に関するメールマガジンの発行やSNSへの投稿などにより、情報を提供。
- 食品衛生の基礎知識や腸管出血性大腸菌、ノロウイルス、アニサキス、有毒植物等の食中毒予防、HACCPなどに関する情報を提供。

2 食品等の検査及び監視

- 「北海道食品衛生監視指導計画」に基づき、計画的な食品の検査や食品関係施設等の監視指導を実施。
- と畜検査や食鳥検査を行い、食用に適さない家畜等を排除するとともに、月齢による牛の分別管理やと畜処理工程における特定危険部位の除去・焼却の徹底について指導を実施。

3 人材の育成

- 農薬指導士を認定するとともに、生産資材の適正使用や環境保全に関して指導・助言を行う取組を推進。
- 食品表示制度の普及啓発を目的としたセミナーやHACCP普及のための講習会を開催するなど、関係者の技術や資質の向上を図る取組を推進。
- 学校における食育の一層の充実に向け、栄養教諭の資質・能力の向上を図る研修を実施。

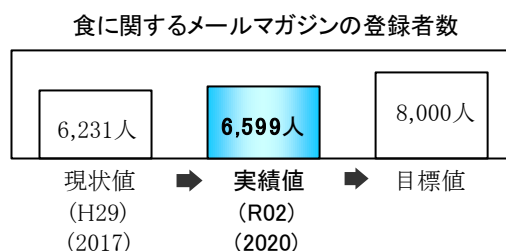
4 研究開発の推進

- 地方独立行政法人北海道立総合研究機構(道総研)において、クリーン農業や有機農業に関する技術、水産物の安全性確保や品質向上等に関する研究開発を推進。
- 農薬等に関する新たな試験法の開発など食品の安全性に係る調査研究を推進。

5 緊急事態への対応等に関する体制の整備等

- 食品等事業者への指導助言を行うとともに、消費者からの相談等への迅速な対応のため、庁内関係部局等と情報を共有。
- 国など関係機関・団体との定期的な情報交換や協議により、連携の維持、円滑な協力体制を確保。

主な指標



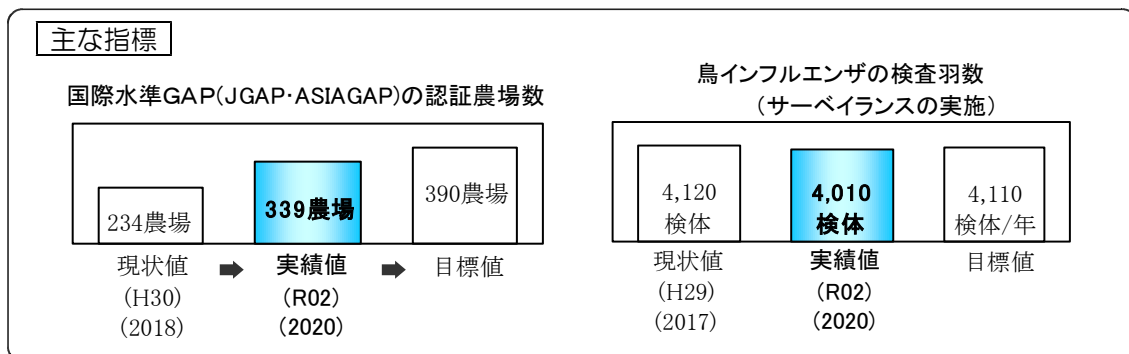
第2 安全で安心な食品の生産及び供給

1 食品の衛生管理の推進

- 国際水準GAPの導入促進に向け、農業者向け研修会の開催や産地指導者の育成による指導体制の整備、認証取得費用の支援などを実施。
- 食品の製造加工施設や販売店（バックヤード）、大量調理施設において、HACCPに沿った衛生管理の導入が円滑に図られるよう、食品関係事業者の自主衛生管理の取組を促進。

2 農産物等の安全及び安心の確保

- 持続可能な開発目標(SDGs)などに対応し、環境との調和に配慮した持続的な農業・農村を支えるクリーン農業の推進に向け、道総研と連携した栽培技術の開発や農業改良普及センターによる実証展示ほの設置及び技術検討会の開催などを実施。
- クリーン農業への理解を深めた方を会員とするYES!cleanサポーター制度の創設や新聞広告による制度の周知など「北海道クリーン農業推進協議会」が行う制度の普及・啓発に向けた取組を支援。
- 有機農業への転換を推進するため、指導者への有機JAS制度の研修や先進事例をまとめた「有機農業転換への手引き」を作成。
- 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（GM条例）」に関する道民への情報提供や開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査を実施。
- 「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)、鳥インフルエンザ等に関する情報収集等を行い、発生防止、早期発見とまん延防止対策を実施。
- 海外悪性伝染病の侵入防止のため、関係団体等と連携の上、本道の玄関口となる各空港や新函館北斗駅、フェリーターミナルなどにおいて消毒マットを設置し、靴底消毒を実施。



3 水産物の安全及び安心の確保

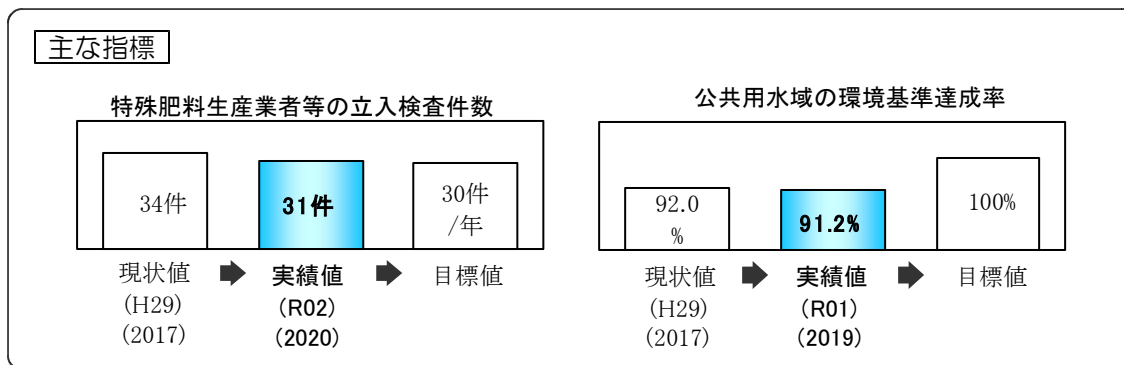
- 水産物の鮮度保持技術を取りまとめた鮮度保持マニュアルによる衛生管理の普及拡大を図るとともに、地域と連携して鮮度保持などの高度化を目的とした施設整備を推進。
- 二枚貝の貝毒原因となるプランクトンの発生状況を監視し、生産者等に情報提供するとともに、全道20海域で貝毒検査を実施。

4 生産資材の適正な使用等

- 農薬の適正使用推進のため、農薬販売業者等への立入検査を実施するとともに、登録農薬の少ないマイナー作物について関係機関・団体と連携して薬効・薬害試験を行い、メーカーによる農薬登録を促進。
- 動物用医薬品について、販売業者に対する立入検査や獣医師と生産者への監視指導を実施。
- 飼料の安全を確保するため、飼料製造・販売業者や畜産農家等に対する立入検査・指導、牛用飼料への肉骨粉等混入監視調査などの実施のほか、自給飼料の増産を図るため、草地の植生改善や基盤整備を推進。

5 生産に係る環境の保全

- 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料生産業者への立入検査や生産者に対する施肥ガイドなどに基づく適正施肥や有機質資材の適切な利用の指導等を実施。
- 水質汚濁防止法に基づき、環境基準の類型指定水域など水質監視の必要性が高い水域を対象に常時監視するとともに、家畜排せつ物法の遵守状況の監視指導、森林や河畔林の整備や保全などの取組を推進。
- 地下水の常時監視を行うとともに、地下水汚染の防止対策として、施肥設計に基づく適正施肥の推進など施肥改善の技術指導を実施。



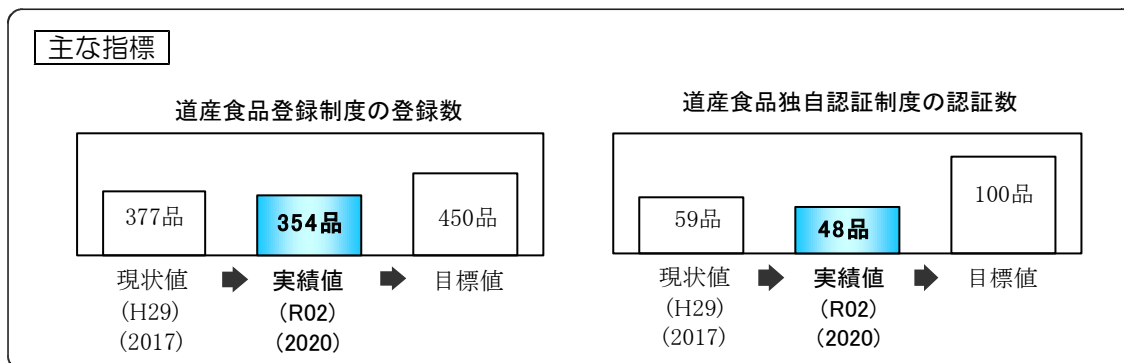
第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

1 適正な食品の表示の促進等

- 平成29年（2017年）に改正された加工食品の食品表示基準の普及啓発を図るため、セミナーを開催するとともに、消費者からの偽装表示、不審な表示に関する情報提供の受け付けや事業者からの相談に対応する「食品表示110番」を設置。
- 食品表示法に基づく適正な食品表示について、食品小売店等に対して実態調査を実施し遵守状況を把握するとともに、必要な指導を実施。
- 道産食品登録制度について、道のホームページでのPRなど、制度の理解と登録商品の拡大に向けた取組を実施。
- 米トレーサビリティ制度について、パンフレットの配布等による普及啓発のほか、飲食店等への巡回調査等を実施。

2 道産食品の認証制度の推進

- 「道産食品独自認証制度（きらりっぷ）」について、道内イベントやSNSを活用した制度・認証品のPRのほか、百貨店等と連携し、カタログなどで認証品を紹介するなど、認知度向上の取組を実施。



第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

1 情報及び意見の交換等

- ・ 関係者間の相互理解の促進や食品の安全性に関する情報の共有などを図るため、関係機関・団体と連携し、道内各地で、食品衛生に関する講習会や食品表示に関する意見交換会など、食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを実施。

2 食育及び地産地消の推進

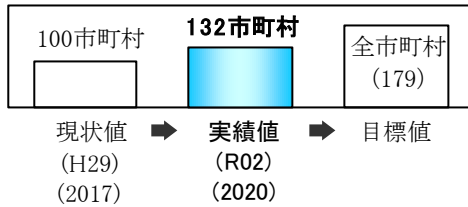
- ・ 若い世代や子育て世代への取組に加え、高齢者の健康推進の強化を図るための食育講座の実施。
- ・ 食品ロスの削減に向けた施策を推進するため、「北海道食品ロス削減推進計画」を令和3年（2021年）3月に策定。
- ・ 食品ロスの削減を図るため、ホームページや各種広報媒体による普及に努めるとともに「どさんこ愛食食べきり運動」として、年末年始におけるキャンペーンを実施。
- ・ 食育関係団体等で構成する「どさんこ食育推進協議会」及び各地域の食育推進ネットワークにおいて、食育の推進に向けた意見交換などを実施。
- ・ 学校における食育の推進を図るため、地場産物を活用した調理コンクールを実施。
- ・ 愛食運動を推進するため、道産食材を使用したこだわり食材を提供する「北のめぐみ愛食レストラン」の認定などによる普及啓発を実施。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ道産食品の需要を拡大し、道内食品関連企業の販路の確保を図るため、道のホームページに「がんばれ！道産食品」サイトを開設し、道産食品の紹介を実施。
- ・ 北海道米の消費拡大や道内食率の維持・向上を図るPRやプロモーション、輸入小麦から道産小麦への利用転換を図る「麦チェン」の活動を、関係者と連携して推進。
- ・ 食の総合産業化の確立に向けて、食クラスター活動を効果的に推進するために、食に関わる意欲ある人材に対して専門的研修を実施。
- ・ 「北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区」の取組として、食のバリューチェーン形成に向け、食の機能性に関する分析・評価機能の高度化などを推進。
- ・ 「北海道6次産業化サポートセンター」を設置・運営し、各種相談の受け付けや6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善の支援を実施。

3 道民からの申出

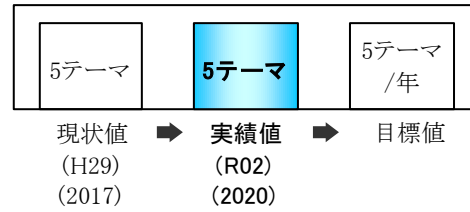
- ・ 「食品表示110番」や「食品安全相談ダイヤル」の専用電話のほか、全道の保健所窓口において道民からの情報提供や問い合わせを受けるとともに、関係部局による会議を毎月開催するなど、情報の共有・一元的な管理体制を構築し対応。
- ・ 道が受理した食の安全・安心に係る通報等の処理状況を四半期ごとにホームページで公表。

主な指標

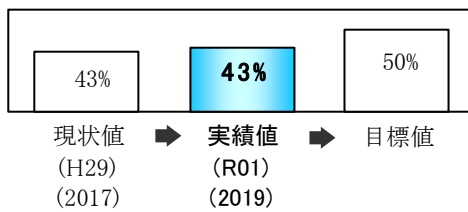
食育推進計画を作成している市町村数



リスクコミュニケーションの開催テーマ数



道民の小麦需要に対する道産小麦活用率



通報等に係る措置状況等の公表回数

